甲良町社会福祉協議会 会長 殿

申請者	(活動団体) 名 称	
	(代 表 者) 氏 名	
	住 所	
	電話番号	

甲良町社会福祉協議会イベント機材使用許可申請書兼誓約書

記

使 用 日		令和	年	月	日 ()		
借用機材								
使用目的								
	備品の使用にあたり、次の事項を遵守することを誓約し、確認のうえ借り受け							
	ます。							
使用に関す	1. 勝手に備品を改造・分解はしません。							
る誓約書	2. 使用後は、速やかに返却します。							
	3.	故意に破損させた	た場合は、	実費弁償し	ます。			
	4. 転貸はしません。また、申請以外の目的での使用はしません。							

※裏面の注意事項をお読みください

【社協記入欄】

入

貸出上の注意事項

- (1) 貸出日数は貸出日から返却日を含め3日間です。返却日が休日に あたるときは、その翌日まで延長できます。
- (2) 各字同時期に重なるイベント等には貸出を控えさせていただく 場合があります。
- (3) 営利を目的とした活動には貸出できません。
- (4) 使用者は、他人に転貸することはできません。
- (5) 貸出期間中に機材が故障した場合は、速やかに社協に連絡し、指示に従ってください。
- (6) 貸出期間中に使用者の故意または過失により故障した場合は、使 用者に実費弁償を求める事があります
- (7) 機材の故障等により貸出が不可能になった場合、貸出を取り消す 場合があります。
- (8) 機材の不具合や故障、取り消しなどによって生じた損害について、 一切責任を負えません。
- (9) 次の貸出時に機材の故障が認められた場合、直前の使用者に実費 弁償を求める事があります。
- (10) 利用料は無料です。機材については清掃をしてご返却下さい。
- (11) 材料の注文を希望される場合は、貸出日の 2 週間前までにお知らせください。(※材料代等は別途お問い合わせ下さい)
- (12) 貸出期間中に適切な管理を怠った時は、当分の間貸出を禁止することがあります。

問合せ先: 甲良町社会福祉協議会 電話 0749-38-4667